

目次

F -CV-1st-★準備書面②20191111	2
F -CV-1st-1★訴状20190416	8
F -CV-1st-2★証拠20190416	13
F -CV-1st-3★甲2号証	15
F -CV-1st-4★甲4号証 -反訳書	21
F -CV-1st-5★甲5号証 -反訳書	23
F -CV-1st-6★甲6号証 -反訳書	25
F -CV-1st-7★甲7号証 -反訳書	27
F -CV-1st-8★釈明書20190520	28
F -CV-1st-9★準備書面①20190919	32

F 準備書面(2)

令和元年 11 月 11 日

前橋地方裁判所民事第 1 部 御中

原告 今井豊

令和元年 11 月 1 日 期日にてご提示の書面に対し、以下の通り訂正させていただきます。
ご提示のような簡潔な文章ではないことをお詫びしますが、事件性を無視したことが不当性の焦点ですので、事件性の記述は、これ以上省略できないものと考えますので、原告の訴えとして、このまま判決に刻んで下さることを希望します。

第 1 不法行為の再定義

1 20170131 午後、原告は、前橋地方務局沼田支局(群馬県沼田市西倉内町 701)にて、みなかみ町人権擁護委員イシザカに対し、概略以下の A から D の人権侵犯被害救済の申出(甲 2)を行い、この四つの事件全てが包囲網による加害であるとして、相互関連性ないし因果関係を訴え、合わせて、群馬県警沼田署への同行調査を要請しました(事実経過①)。

A 脅迫殺人事件

20090119 に回答期限付の被害届を警視総監宛の簡易書留で郵送したのに、無視されたまま、その回答期限日当日の 20090220 に、私の叔母がさいたま市で変死し、その後、轢逃げ事故とされたが、真相は、その被害届の隠蔽を意図した、私への無言の脅迫の為の殺人に相違なく、これを埼玉県警が交通事故に偽装しました。

これを脅迫の為の殺人と確信する理由は、第一に、この被害届が無視できない内容であったことであり、特に、(冒頭頁)広範な肖像権侵害、「一億人の犯罪」、(3 頁)日常的な顔パス(つまり挙手した乗客の逃亡)、(5 頁)私の出番日と連動して所属タクシー会社の平均売上が落ちた現象、を総合すれば、包囲網の實在に疑いの余地は無く、このデータを押さえるだけで摘発できたはずで

す。要するに、不特定多数の被疑者による加害を示す様々な現象を記述しておりました。

特に連動データこそは、包囲網にとって不都合な真実であり、アキレス腱だったのです。

包囲網はやがて、この現象を解消する為に、引き籠り(夜の街に出歩かない)運動を展開しましたが、これが当時の首都圏の夜の街を大恐慌に陥れました。

このことを示す経済指標はいくつも有ると思いますが、少なくとも、首都圏の 20 万台の全タクシーの平均売上も、私の出番日と連動しておりました。

ですから、夜の街の住人達からの逆恨みが昂じ、この連動データの口封じの為に、以下の脅迫殺人が起きたことが、極めて合理的に推定されます。

第二に、期限を明示して回答を求めていたのに無視することは信義則として有り得ないことや、当り前に、理由を告知しない不当な受付拒否であり、また、差別的取扱であることなどの、無条件の違法性が自明であることです。

第三に、このような被害届を完全に無視することは、およそ有り得ない選択なので、警視庁

の何らかの加害の意図が、経験則として当り前に、推定される状況において、まさしくその回答期限日当日に私の叔母が変死したことにより、そのいずれも稀な現象なので、偶然には重なりえないことから、既述の被害届との因果関係による殺人と、警視庁の関与が、蓋然性として当り前に、推定されます。

つまり、「先の被害届を忘れなければ、この叔母のように殺すぞ」という無言の脅迫です。同様の設定のドラマや小説も多いので、誰もが当り前に、そう感じるはずです。

更には、既述の通り、極めて深刻な夜の街の状況が在りました。

第四に、事故直後の態様が不審であり、主な外傷は頭部だけで、胴体部や乗っていた自転車が無傷だったのは、およそ交通事故とは思われず、真犯人による撲殺の疑いが残ります。

また、金曜の朝の副都心の 17 号上の交差点で、目撃者が出なかったのも不審です。

つまり、事前に共謀して現場の迂回行動を取っていた疑いです。

20090303 に、事前予約のうえで、東村山署にて、サワダと名乗る警官に、被害届との関連を説明し、脅迫殺人の真相究明を訴えましたが、その後、無視されました。

これだけでも、当り前に、警察の犯罪であり、巨大不祥事です。

私が、当たり前に、警視庁に抗議すべき立場に在ったことは、誰でもわかるはずです。

私は、サワダの身体的特徴を記憶しており、人物を特定できます。

20160606 警視総監宛に、脅迫殺人の捜査を要求する旨の内容証明便を送りましたが、無視されました。

B 猟銃脅迫事件

(1) 20150111 に、見知らぬハンターが私の畑の中に侵入し、私の無意識下で、至近距離約 30m から、ほぼ対面で、発砲しました。

驚いた私が最初に見たのは、この発砲者が銃口の向きを遠ざける動作です。

これは、目の前の私の存在を無視した、あまりにも傍若無人な発砲なので、当り前に、猟銃の濫用による以下の意図が疑われることから、普通はやらないはずです。

それを承知の上で、なぜ敢えて発砲したのか?が、当り前に、事件性の焦点です。

極めて稀な発砲であること、つまり、同様事例の統計的希少性は、公知の違法性の証左であるから、何らかの特別の意図に違いないと何度も強調し、合理捜査を促しました。

稀な行動の裏には何か特別な動機が在るはずだという、当り前の、こうした刑事的観点を。各県警とも、常に、根拠無く無視しています(認めようとしません)。

1 共通の違法性 至近距離であること 意図と無関係

・狩猟法第 38 条 3 違反 「弾丸の到達するおそれのある人」に当る疑い (90.00%)

2 私の無意識を知っていたことによる疑い 遠ざける動作が表象

この発砲者は色鮮やかな蛍光色のジャンパーを着て、対面方向から侵入したので、ほんの一呼吸待てば私が気付いたと思われるのに、待たなかったことが極めて不審です。

また、焚火をしている人間の近くにノコノコ現れるような鹿が実在する信憑性も低いが、そういう凶太い鹿であれば、慌てて撃たなくても逃げないはずです。

ア 不意の轟音によって驚かせようとした疑い

・暴行罪 無意識下での物理力(轟音)による直接攻撃 計測値が必要 (90.00%)

・殺人未遂罪ないし未必の殺意 ショック死する惧れが有ります (50.00%)

イ 外した狙撃を隠蔽しようとした疑い ③殺人未遂罪ないし未必の殺意 (50.00%)

シカは狂言の疑い(遠ざける動作、獣は焚火の近くには現れない、シカに掠ってもいない)

発見された足跡は、3 日後の再現場検証時の物なので別物です(毎日雪が降る)。

そもそも獣達の住处同然の山奥なので、足跡など、常に、どこにでも、在ります。

したがって、私の背後方向にも足跡は在ったはずなのに、調べてもいません。

3 「お前の存在を消すぞ」という、脅しの意図の疑い

・脅迫罪 私の生命への無言の脅迫 (99.00%) 正面 侵入 30m →私への意図の明示

・個人の尊厳(自律権)と静穏権の侵害 畑に侵入、至近距離、無意識下 (100%)

不意の轟音は、私の意識を無理やり暴力的に破り、人格的生存を脅かしています。

4 「お前など人ではない」という侮蔑の意図の疑い ⑥侮辱罪 無言 (99.00%)

周囲では、お仲間達がこの発砲を見つめていたはずなので、「公然と」に当たります。

(2) 20150126 の朝、発砲現場の手前約 200m の通り道上に、夥しい血痕が散乱し、見たことも無いほどの鳥の大群が集まり、騒然としていました。

まず血痕が、通り道上に集中していたことから、99%以上、人為的な現象だと思えます。

外形的にはハンターが獲物を捌いた結果と推定されますが、その捌いた場所が問題です。

死骸が元々在った場所は、通り道から外れて、約 20m 奥まっているのです。

①散乱状況に恣意的な偏在が見られたこと

死骸が元々在った場所で捌いたとすると、その 20m にはほとんど無いのに、通り道上に大量に集中していたことが極めて不審です。

通り道上で捌いたとすると、公道上ですから、もろに残渣放置規則違反ですし、また、わざわざ通り道まで持ち出す必然性が無いことや、さらには、処分を受けた発砲者グループの仕業だとすれば、極めて無神経かつ不審な行為であること、などが極めて不審です。

このように、いずれの場合でも辻褄が合いません。

②痕跡から、撒かれた血肉の量が異常に大量と推定されること 別物の混在の疑い

1 いずれにせよ、脅迫を訴えているのですから、「誰が何の為にを行った行為なのか」を、当り前に、まず確定せるべきところ、これを怠ったことは基本的過失です。

具体的には、大きな猪の死骸から弾丸を摘出して、証拠を確保しておく必要がありました。

2 発砲者への処分の有無を知らないのに、頑なに事件性を否定したことは論理矛盾です

(3) 20150126 の夕方、二つの小猪の死骸が通り道上に置かれていました。

①二つとも通り道上だったこと(位置、偶発性 1/100)

②黒岩警官の検証後わずか二時間弱の間に出現したこと(タイミング、偶発性 1/100)

それまで動かなかった死骸が急に動き出す道理はありません。

③現場検証時より一匹増えたこと 隠し持っていた疑い(偶発性 1/100)

柳岡警官は、血痕も死骸も鳥の仕業と主張しておりますが、血痕の件を動物の仕業と見るのは既述の通り困難であり、死骸の件については、空飛ぶカラスが 2 つとも通り道上に落す確率は天文学的に小さく、また、持ち帰るつもりで動かしたのなら残さないと思います。

(4) 20150327 の朝、チャンチャンコ状態になめした大猪の胴体部の毛皮だけが通り道上

に置かれていました。 B-甲 3-1、B-甲 3-2 (偶発性 1/1000000)

①当初、置き去りにした正当な理由(感染症等)が本当に有ったのなら、発砲から三ヶ月近くも経ってから、腐乱した、その問題の有る獲物を捌く意味が無いこと

②捌くのに、通り道まで持ち出す必要が無いこと(残渣放置規則違反も自明)

③通り道上に置いて在ったこと

(5) 以後今日まで、発砲グループによる、つきまといや威嚇発砲が続いています。

20150221 高橋和俊のつきまとい映像 B-甲 2-1 (偶発性 1/100)

発砲グループリーダーの高橋和俊が単独で、名札付きで私の前に現れて威力を示しました。

①私の散歩の帰途に現れたこと(常時監視による待ち伏せの証左)

②夕暮れなのに、ハンターの恰好をしていたこと(もう発砲できないので、必然性無し)

③そこで車を降りて、立って見せる必然性がないこと(目的地は 400m 先のダム)

(説明) (2)の血痕も、(3)や(4)の死骸も、猟銃を使って殺した猪の血肉を晒していますから、「この猪のようにお前を殺すぞ」という意図の、発砲との関連による一連の無言の脅迫であることが、当り前に、推測されますし、遡って本件発砲が脅迫であったことが推定されます。

なお、沼田署は(3)以後、この事件について、無条件に受付拒否しました

C 出荷市場での価格操作(差別対価)

2014年以降、私は生産農家として野菜を出荷して生計を立てていましたが、差別対価による貧困化が年々激化し、2018年からは営農を断念するところまで追い込まれました。

価格操作の極めて高度の蓋然性

これを価格操作とする理由はいくつも有りますが、何よりも、統計的な異常値(平均値からの著しい乖離)であること、つまり偶然には出現し得ない確率であることです。

一箱(Mサイズなら10本)50円というのは、箱代53円よりも安いので、実質的なマイナス価格ですから、前例が無いほどに極めて稀有な価格であると同時に、出荷する意味の無い、殺意溢れる価格です。

特に20170717の50円は、272円という過去最低水準から、更に5.4倍も乖離しています。

D 有り得ない異音の数々

非日常的な、有り得ない様々な音が、日常的に記録されているのに、それを何度、沼田署に訴えても、無視したことは、極めて不審な対応です。

誰による、何の為の音なのか?が不明なまま、ましてそれが私への脅迫であると訴えているのに、根拠も無く無視して放置するというのは、警察の職責として有り得ません。

以上のAからDの私の申出に対し、みなかみ町人権擁護委員イシザカは、「どう対応すべきか、この場ではすぐに判断が付かない」旨の所見を述べたのに、以後は事実経過の通り、申出や抗議を実質的に根拠無く無視し、被害を放置しました。

特に、20170308 14:16(甲 4) みなかみ町役場(群馬県利根郡みなかみ町後閑 318)にて、原告自身が作成した法務大臣宛報告案(甲 3)に、後日回答する旨の約束をしたのに、反故にしたまま、以降の連絡を絶ったことは、詐欺的で極めて悪質です。

原事件の被疑者や警察の不当性

まず、原事件の被疑者らの加害の意図は、威力を示して私を恐怖させ、真意を抑圧、ないし変更させることですから、必然的に常に、個人の尊厳(憲法 13 条)の侵害です。

この被害の訴えを、警察と検察の両捜査機関が、実質的に根拠無く無視したことは、理由を告知しない不当な受付拒否(犯罪捜査規範 61 条違反)であり、また、被害が解消するはずもないことから、職責による予見可能性に基く、結果回避義務違反であると同時に、それによる、自決権(自由権規約 1 条、憲法 13 条)や、生命に対する権利(憲法 13 条)や、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)等の侵害であり、それによる平等権(憲法 14 条)の侵害です。

当たり前(主要な判断要素)の違法性を無視したことは経験則違反であり、そのまま判断したことは論理則違反であり、当り前に、事実認定の誤りであり、著しい社会不正義です。

まとめると、事実認定の誤りであり、かつ、憲法違反であり、職務上の故意または過失です。同時に、信義則(民法 1 条 2)違反や公序良俗(民法 90 条)違反であり、不法行為です。

付言すると、主要な判断要素であった刑事的観点を根拠無く無視したことは、その定義に照らして、判断ないし捜査としての成立要件を欠いているので、当り前に、無効です。

また、自明の違法性や常習性から、警察の故意は明らかです。

イシザカの不当性

私の訴えから、人権擁護機関の職責(人権侵犯事件調査処理細則 8 条など)として、以上のような人権侵害ないし違法性が、当り前に、探知できたはずです。

それなのに、人権擁護委員法 11 条三に明記された作為義務(調査)を怠ったことは、違反であるとともに、被害継続への、職責による予見可能性に基く結果回避義務違反です。

特に、20170308 14:16(甲 4)に、みなかみ町役場にて、私がイシザカとタカハシに、私自身が作成した法務大臣宛報告案(甲 3)への対応を督促し、これに後日の回答を約しながら無視したことは、著しい信義則違反です(事実経過⑤と⑥)。

警察の不当性は、それを隠蔽したイシザカにもそのまま当てはまりますが、中でも特に、個人の尊厳(憲法 13 条)と適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)の侵害であり、職務上の故意または過失であり、不法行為です。

これらにより、原告は精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。

これを慰謝するには 1,500 万円を要するところ、今回はそのうち 5 万円を請求します。

2 20190412 15:31、前橋地方法務局沼田支局(群馬県沼田市西倉内町 701)サカイは、原告の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)への通話において、その前の通話で、原告が訴訟目的と告げてイシザカの連絡先を訊ねたのに、人権相談所の規則であるとして断りました(経過⑨、甲 7)。

サカイの上記行為は、原告の当事者適格を実質的に根拠無く無視した差別的取扱であり、信義則(民法 1 条)違反であり、また、個人の尊厳(憲法 13 条)と適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)の侵害による、平等権(憲法 14 条)の侵害であり、職務上の故意または過失であり、不法行為です。

これにより原告は精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。

これを慰謝するには 1,500 万円を要するところ、今回はそのうち 5 万円を請求します。

第 2 法令の摘示

人権擁護委員法 11 条三 人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。

人権侵犯事件調査処理細則(平成 16 年 3 月 26 日付け法務省権調第 200 号人権擁護局長通達) 第 8 条

法務局長又は地方法務局長は、人権擁護委員若しくは関係行政機関からの通報又は新聞、雑誌等の出版物の記事、放送、インターネットその他のものからの情報により、事件の端緒を得るように努めなければならない。

第 3 原告の立証責任について、私の特殊事情に配慮願います

一般論として、原告が自力で過去事例を調査することも、ある程度は可能だと思いますが、私の場合は、皆が包囲網である限り、本当のことは答えないので、訊ねるだけ無駄です。

第 4 事案解明と、両当事者間の証拠力の格差是正、を裁判所に要請します

本件は、人権擁護機関による組織的隠蔽であり、事の性質上、当り前に、当事者間に著しい証拠力の格差が在る、いわゆる現代型訴訟ですから、公平性の観点より、その格差是正を要請します。

また、国賠法上の賠償責任の基本的性格は使用者責任だと思いますので、その観点からも、被告の立証責任を求めます。

更には、裁判所の事案解明責任を求めます。

以上

平成 31 年 4 月 16 日

前橋地方裁判所 御中

訴状 F

原告

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577 fax0278-72-5353

被告

住所(送達場所) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号
国 同代表者 法務大臣 山下 貴司

石坂 和利 〒379-1305 群馬県利根郡みなかみ町後閑 1580-1 電話 0278-62-1171

慰謝料請求事件

請求金額 10 万円

ちょう用印紙額 1 千円

第 1 請求の趣旨

1 被告は原告に対し 10 万円を支払え(今回は試験訴訟です)

本来は摘発されたのちの包囲網の各人に請求すべき慰謝料ですが、救済の申出を無視することにより被告が職権を濫用してその告訴を妨害したことについての国家責任を求めます。

本請求の位置付けについては尚検討中であり、①逸失利益に対する補償、②代位弁済、③代表者への請求、のいずれかと考えます。ひとまず①とします。

一人当たり 3,000 万円 × 包囲網 7,000 万人 = 総額 2,100 兆円と想定し、本事件は 100 兆円と見積もりましたが、各事件の不法行為との関係は相対的なものに過ぎません。

2 訴訟費用は被告の負担とする

第 2 請求の原因

人権擁護委員とは人権擁護委員法に基いて、法務大臣の委嘱を受けて(第 6 条)、人権侵犯事件につきその救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずる(第 11 条 3)、市町村単位で設置された行政機関です。

みなかみ町の人権擁護委員イシザカは後述のように、私の申出の極めて高い事件性を根拠無く無視したまま連絡を絶ち、私の権利の行使を妨害しました。

これらは著しく不合理な事実を否定する違法な判断であり、信義則(民法 1 条)違反や公序良俗(民法 90 条)違反であり、また、露骨な非人間扱いであり被害者虐待と言え、人権侵害であり、これにより精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。

人権擁護委員法 5 条には国家公務員法不適用が明記されてはおりますが、実質的な国家公務員であり、これらは人権擁護委員としての職務上の故意または過失であり不法行為です。

よって日本国憲法 17 条に基き、

- ①国家賠償法第1条1項または、
②国家賠償法 第4条による民法の規定(民法709条及び民法710条の一般不法行為責任及び民法715条の使用者責任)の公人への類推適用、
③民法709条及び民法710条の一般不法行為責任及び民法715条の使用者責任の公人への類推適用
のいずれかの選択適用により、被告に対して慰謝料を請求します。
もしいずれも適用可能な場合は先順位から適用ねがいます。

第3 私の救済の申出の要旨(甲2)

群馬県警による猟銃脅迫事件の隠蔽と警視庁・埼玉県警による私の叔母の脅迫殺人の隠蔽の因果関係について概説し、群馬県警や関係者を一同に集めた会見のセッティングを要請しました。また青果市場関係者らによる価格操作(営業妨害)や身の異音現象の数々を訴え、それらが全て包囲網の仕業であると概説しました。

第4 不法行為と不当性

不法行為1 私の20170131救済の申出とその後の抗議を無視し続けていること(事実経過①～⑨全て)

つまり、私の訴えから包囲網による脅迫という公益に対する重大かつ切迫した危険や生命に対する権利の侵害が容易に知りえたのに、また、当然に脅迫を強く疑うべき状況だったのに、また、その危険に対処する権限(作為義務)が法定されていて、容易に行使できたのに、根拠無く職責を放棄し行使しなかったということです。

これは刑事訴訟法第239条2(官吏公吏の犯罪告発義務)への違反です。

説明

詳しくは時系列的事実経過の通りですが、申出後の督促の度にイシザカは職責認識を欠いた発言を繰り返しました。

これに業を煮やした私が自ら法務大臣宛報告案を作成してイシザカとタカハシに提示し、その履行を求めると、以後は一切の連絡を絶ちました。

また、人権擁護委員会事務局の前橋地方法務局沼田支局ハラダは、何度訊ねても人権擁護委員イシザカの連絡先を教えず、伝言の取次ぎも不当に拒否しました。

私はしかたなく、それまで関与していたみなかみ町福祉課に訊ねましたが、「町の機関ではないから関知しない」(福祉課・ウチダ)と断られ、201703以降今日まで音信不通です。

私の訴えや抗議に自ら答えようとしなかったことや、案を提示した途端に連絡を絶ったことは職責放棄であり、著しい信義則違反です。

何よりも訴えた高度の事件性を否定する合理的根拠を一切示しておりません。

これらの一連の対応は、まるで詐欺であり、信義則違反であり公序良俗違反です。

不法行為1について甲4号反訳書より引用

反P2上(イシザカ)じゃあ、読んでっから、(私)はい、そうですね、(イシザカ)はい、(私)また、ご連絡をお待ちしております、(イシザカ)はい、それは何? 連絡

をお待ちしておりますって、俺はイマイさんにするの？ あれにするの？ (私)あ、どちらでもけっこうですよ、 (イシザカ)はい、 (タカハシ) 私もちよっと内容見させて貰います、

説明

このように約束しておきながら連絡を絶ったことは、**職責放棄**であり**著しい信義則違反**です。イシザカ委員はこのように職責認識がまるで無い人物で、その適格性はおおいに疑問です。相談を聞くことだけが自分の仕事だと思っています。

さらに、俺はこの仕事だけやってるんじゃないと毎回言いました。

その発言内容も極めて不明瞭でほとんど意味不明です。

不当性の焦点＝全事件共通の犯罪性

要するに、根拠が無いのだから否定できるはずはないのに無視(実質的に否定)しました。

つまり論理矛盾の重複であり、自明の違法性を認めようとしないうことによる犯罪の隠蔽です。

その犯罪性を民事的に表現すれば①**信義則違反**(民法1条)と②**公序良俗違反**(民法90条)の程度が**著しい**ということであり、その③**自明性**に集約されています。

その自明の違法性とは、現事件の犯罪性とそれを隠蔽する立場での違法性に分れますが、いずれも人権(ないし人格権)の侵害が伴います。 本件は後者です。

警察の場合は特に根拠法が多いので、警察法や刑事訴訟法などの**作為義務違反**ないし**結果回避義務違反**と、犯罪捜査規範などの**合理性基準への違反**が伴います。

人権ないし人格権の侵害とは、一個の人間として認められる権利(憲法13条)に基くものであり、自治の権利(自由権規約1条、憲法13条)や生命に対する固有の権利(自由権規約6条、憲法13条)や平等権(憲法14条)などです。

したがってその違法性は自明であるがゆえに通常は取り得ない対応であることから、極めて特殊な前提の下の対応であることが推測されます。

隠蔽の最たる例が私の叔母の太田まり子の轢逃げ事故の公判であり、特に現場の立地などから、当然に殺人の可能性が最大であるのに、三機関が共謀してこれを皆無としました。

イシザカ本人の弁ではありませんが、無視したことについて事務局のハラダは「具体的な侵犯内容が全く書いてないのでわからなかったから侵犯皆無と判断した」と抗弁したので、これについて以下に反論しておきます。

①人権擁護委員に訊ねているのにハラダが代弁しても回答になりえません

これは**別機関としての存在意義**をないがしろにしていると思います。

②**わからない(不明)のと無い(ゼロ)のはまるで違います(論理矛盾)**

侵犯性(事件性)ゼロと明言したのは人権擁護機関だけであり、極めて悪質です。

③総括的ではありますが**権利名は何箇所も書いて有ります**

④人権相談所の内規(法務省訓令)には**職権探知が謳われています**

⑤例えば以下のように**事実記載から容易に侵犯内容が推測できます(自明です)**

・回答を求めた総監宛の被害届を警視庁が無視したことの自明の違法性(警察法や犯罪捜査規範への違反であり不当な受理拒否であり**自決権や手続を受ける権利や平等権の侵害**)

・直線距離 30m での無意識下の相対の発砲やそれに続く血痕や死骸などの組合せに自明の違法性(殺人未遂もしくは暴行罪もしくは脅迫罪と狩猟法違反、自決権や生命に対する権利の侵害)を感じない警察の異常性(警察法や犯罪捜査規範への違反であり自決権や生命に対する権利や手続を受ける権利や平等権の侵害)

このようにインザカの対応の違法性はあまりにも自明であり犯罪と判断するゆえんです。

☆刑事訴訟法より抜粋 第 239 条 ○2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

☆人権擁護委員法（昭和 24 年 5 月 31 日法律第 139 号）より抜粋

（委員の使命）

第二条 人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

（委員の性格）

第五条 人権擁護委員には、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）は、適用されない。

（委員の推薦及び委嘱）

第六条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第十六条第二項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第五項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

（委員の職務）

第十一条 三 人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。

第 5 犯罪性の強調(職権濫用による脅迫と隠蔽です)

被告の動機は要するに全社会的な村八分であり、包囲網としての威力です。

既に十年以上も前から、この慣習上の偏見に基づく迫害の輪がネットを介在して全世界に広がっています。

包囲網は信じないこと・認めないことにより犯罪を隠蔽して来ました。

包囲網は本来ありえないことを威力によって既成事実として正当化して来ました。

なお、下記の判例に即して表現すれば、全てが無言の村八分の通告とみなせます。

判例の摘示(甲 1) 村八分の通告が自由と名誉への脅迫に当たるとした判例(大阪高等裁判所昭和 30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和 32 年 9 月 13 日 破棄自判)脅迫殺人(告訴状 A)と狙撃脅迫(告訴状 B)はいずれも私の生命への脅迫であることは明らかであり、また本事件もこの二つを起源とする派生事件の一つと思われますから、包囲網は生命への脅迫の意図を常に持っているとみなしてよいと思います。

その対応は常に度を越えた露骨な非人間扱いなので、その点に不当性を演出して包囲網の威

力を示そうとする意図が表れています。

こうした対応の違法性、つまり、訴えられた場合に勝ち目は無いことはあまりに自明のはずであり、一般的には選択の余地はありませんが、それらを敢えて選択し実行している点が、私限りの特殊事情(社会的孤立状態)を見越したうえで、例えば不当な判決による私の敗北等、何らかのありえない特殊な状況を前提として「お前の訴えなど我々包囲網の組織力で握り潰してみせるぞ」という無言の脅迫の意図であることを如実に示しています。

第6 時系列的事実経過

①20170131 午後、前橋地方法務局沼田支局(沼田市西倉内町 701)にて、私がみなかみ町人権擁護委員・イシザカに人権侵犯被害救済の申出(甲 2)を提出し説明しました。

②20170215 午後、みなかみ町役場(みなかみ町後閑 318)にて、私が福祉課・タカハシに文書を手交しイシザカの対応を督促しました。

③20170222 午後、前橋地方法務局沼田支局にて、私が人権擁護委員会事務局・ハラダと面会しイシザカの対応を督促するも、「我々は捜査機関ではない」と詭弁を繰り返しました。また、イシザカとの連絡を要請したのに根拠無く無視しました。

④20170301 午後、みなかみ町役場にて、私がイシザカと面会し対応を督促するも、職責認識がまるで感じられない発言を繰り返しました。

⑤20170303 13:49 みなかみ町役場にて、私が自ら作成した法務大臣宛報告案(甲 3)を福祉課に提出し、「これが人権擁護委員の標準的な対応だと思うので問題が無ければ速やかにこの通りに実行するようイシザカに伝えてほしい」と要請しました。

⑥20170308 14:16(甲 4) みなかみ町役場にて、私がイシザカとタカハシに前項の案への対応を督促しましたが、しかしイシザカはこの会見を最後に連絡を絶ちました。

⑦20170315 13:12(甲 5)みなかみ町役場にて、私がタカハシにイシザカの対応を督促しました。

⑧20170426 10:40(甲 6) みなかみ町役場にて、私が福祉課・ウチダにイシザカの対応を督促するも、「そんなこと言っても委員はボランティアだから仕方ない」と言いました。

なお福祉課はこれ以後、人権擁護委員は町の機関ではないから関知しないとの対応に変わりました。

⑨20190412 15:31(甲 7) 前橋地方法務局沼田支局サカイは私の自宅への通話において、訴訟目的と告げてイシザカの住所と氏名を訊ねたのに、規則として回答しないと言いました。

第7 証拠方法 証拠説明書Fに記載の全て

第8 附属物 本書と証拠説明書Fとそれに記載の全証拠と、その副本一式

以上

番号	標目	媒体等	立証趣旨
甲1号書証	村八分の通告が自由と名誉への脅迫 (判例の摘示)	コピー 20190210 原告が作成	直接的に立証すべき事実は有りません。 大阪高等裁判所 昭和30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和32年9月13日 破棄自判抜粋 村八分の通告が自由と名誉への脅迫に当たっております。 本件の無言の村八分の実行行為も同様に解釈できると思います。
甲2号書証	20170131人権擁護 委員・イシザカへの 救済の申出	コピー 20170131 原告が作成	立証すべきは事実経過①の事実のうち申出を提出したことです。 群馬県警による猟銃脅迫事件の隠蔽と警視庁・埼玉県警による叔母の脅迫殺人の隠蔽の因果関係について概説し、群馬県警や関係者を一同に集めた会見のセッティングを要請しました。また青果市場関係者による価格操作(営業妨害)や周辺の異音現象の数々を訴え、それらが全て包囲網の仕業であると概説しています。
甲3号書証	20170303みなかみ 町福祉課にて提出 した法務大臣宛報 告書(案)等	コピー 20170303 原告が作成	立証すべきは事実経過⑤の事実のうち案などを提出したことです。 ①(抗議書)近日中に私の案をベースにしてすりあわせの会談を持ちたい 現状のままでは人権擁護委員による人権侵害の訴えと不適切な委員を配置した法務大臣の任命責任の追及を検討せざるをえません。 ②(報告案)根拠法に基づいて事実調査を試みたが三県警とも返事が無かった。これは極めて不審な対応であり、申出通りの状況である可能性が高いので、町としても看過できない。よって法務大臣の職責により本格調査願いたい、という内容で、この日に福祉課に提出し「問題が無ければこの通り速やかにやってください」と要請しました。
甲4号書証 (反訳書)	20170308 14:16 イシザカとタカハ シとの会話の録音	コピー USBメモリー 20170308 原告が作成	立証すべきは事実経過⑥の事実です。 前項の案をまだ読んでないとのことだったので、すぐに読んですみやかに対応してくださいと要請しました。 <u>そのうえで町の責任者を交えて会見したいので連絡を請うと伝えました。</u> しかし石坂はこの会見を最後に連絡を絶ちました。
甲5号証	20170315 13:12 福祉課・タカハシと の会話録音	USBメモリー 20170315 原告が作成	立証すべきは事実経過⑦の事実です。 何故に20170303報告書(案)の通りに実行しないのか?どこに問題があるのか?と訊ねても、不明瞭な返事でした。 今週は議会で忙しいとのこと。 <u>とにかく速やかに対応してくださいと要請しました。</u>
甲6号証	20170426 10:40	USBメモリー	立証すべきは事実経過⑧の事実です。 根拠法に基く作為義務を強調するも、「事務局が調査する必要は無いと言っている」と

	福祉課・ウチダとの 会話録音	20170426 原告が作成	のことでした。事務局に振り回されないでください、と要請し対応を督促しました。 また「そんなこと言ったって、人権擁護委員はボランティアなんだから仕方ないでしょ」との不適切な発言をしました。
甲7号証	20190412 15:31 沼田支局サカイと の会話録音	USBメモリー 20190412 原告が作成	立証すべきは事実経過⑨の事実です。 前橋地方法務局沼田支局サカイは私の自宅への通話において、訴訟目的と告げてイシザカの住所と氏名を訊ねたのに、規則として回答しないとしました。

人権被害の訴え

被害の概要

一言で言えば、特に警察組織から「人でなし」として扱われてきているということです。つまり日本国憲法に規定されている基本的人権を完全に否定されてきていることです。(詳細については添付されたそれぞれの記録をご覧ください)

要件事実と思われる事実の列挙

I. 今なお続く警視庁による完全無視

①2009. 1. 18 付「被害届」を翌日に練馬郵便局へ提出

警視総監宛の書留としました。2009. 1. 20 付配達報告ハガキ有。その冒頭には「本件への対応方針について一ヶ月以内に書面にてご回答ください」と明記されていました。

②電話一本すら無く無回答のまま期限が到来

それどころか、回答期限の当日、つまり 2009. 2. 20 に与野市の叔母が変死。この変死から約一ヶ月近く経ってから轢逃げ犯人が捕まりました。つまり事故として処理されました。しかしこの事故にはいくつもの不審点があり、実態は交通事故を偽装した殺人である可能性が極めて高いと思います。死亡直後の様子を知る親戚の話ではおよそ交通事故ではありません。回答の代わりに死体を晒すことも敢えてミエミエの偽装を強行してみせることも全ては警察の組織力を誇示することによって脅迫効果を高めようとする狙いと思われます。およそ国家権力とは思えない卑劣かつ残忍な発想です。

③2009. 2. 25 前後、東村山署・サワダさんを訪ねる

叔母の死のすぐあと、警視庁・本部が担当と答えた人を東村山署へ訪ねました。すると、自分が担当とは心外だしその被害届が今どこでどうなっているかも知らない、ましてや内容も全く知らないとのこと。無礼きわまりない対応とは感じましたがそこは敵陣の中。やむなく届けの内容を一から説明し、あわせて今回の叔母の変死が私への脅迫殺人にちがいないことを力説しました。このサワダさんという人は私服でいかにも刑事と思われる風体でした。現地の警察と連絡を取ってみます、とのことでした。しかしその後またしても何の連絡もない。これで脅迫殺人に怯える被害者が安心して暮らせるわけがありません。

(この頃、ネットメールでマスコミを含め各機関に訴えるも全て無視されました)

④2010. 11. 21 八王子警察署へストーカー被害の届出

対応した警官の言動があまりに異常なのでビデオ撮影を始めたところ、たんに逃げ出しました。他の警官に声をかけても皆無視されたため、結局は提出できず。

⑤2016. 6. 6 捜査を要求する旨の内容証明便を関係 6 機関に送付

内閣官房長官、法務大臣、検察庁長官、警視総監、埼玉県警本部長、群馬県警本部長
反応は最高検察庁のみでした。告訴のつもりなら告訴状を送れ、とのこと。
さっそく手直しし被害届の本紙を含め関係書類一式を送るも、形式不備で返却されました。
「犯罪を構成する具体的事実の記載が見当たらない」とのことでした。

II.群馬県警の対応も異常

①2015. 1. 11(日) 最初の発砲

知らぬ間にハンターが私の畑に不法侵入し至近距離からいきなり発砲しました。
直線距離約 30メートルで概ね正対しておりました。
狩猟法第 38 条「・・・弾丸の到達するおそれのある人」の解釈次第ではこの発砲行為単独でも違法かもしれません。
この前例の無い発砲では銃口が本当はどこを向いていたのか、あるいはシカが本当に居たのかも定かではありません。

②2015. 1. 14(水) 発砲現場再検証

これは、シカは本当に居たのか?、という私の指摘への対応だと思います。

③2015. 1. 26(月) 午前 畑への通り道に夥しい血痕とカラスの大群

この時は通路から見えるところに動物の死骸はありませんでした。
普通に考えれば、先日の発砲との関連が真っ先に疑われる状況と思います。
午後になって通報、黒岩さんによる現場検証

④2015. 1. 26 同じ日の帰り道に小さなイノシシの死骸が二匹

黒岩さんが帰ったのは 15 時過ぎ。それからわずか一時間半後のことでした。
それに数も報告より増えています。
血痕も死骸も普通に考えれば「そのうちこのイノシシのようにお前を殺すぞ」という脅迫に決まっています。
例のハンターグループの仕業であることが極めて濃厚な状況です。

⑦2015. 1. 27(火) 自分でビデオ撮影と通報

届出人 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 今井豊(携帯 090-3087-1577)

翌朝は通路上の小さいイノシシは1匹だけになっていました。

⑧2015. 2. 3 沼田署に出向き一回目の文書提出

「被害届というタイトルの文書は受け取れない」と明言されたので修正して出直しました。警視庁の件を意識しそれにならう対応とみられます。そもそも受取拒否というのはありなのでしょうか？

⑨2015. 2. 9 沼田署に出向き二回目の文書提出

⑩2015. 2. 20 沼田署往訪し警官二人と会談するも終止無言で進展なし

この光景はあまりに異常です。
記録に残らないとこのようなありえない対応をします。

⑪この頃 容疑者グループが執拗につきまとい

例えば2月21日(土)夕方四時頃のこと、名札付きのビデオ録画があります。再三要請するも警察はこのグループを放置。

⑫2015. 3. 20 沼田署に出向き三回目の文書提出

⑬2015. 5. 1 前橋地検に出向き富沢氏に相談

Ⅲ.営業上の妨害

①農産物の出荷価格操作

これは警察とは関係ない話であり包囲網の存在を示す状況証拠にすぎませんが関連として挙げておきます。
公正取引委員会への諮問準備を進めておりますが、私個人を狙った価格操作と思われる事象がいくつも重なっております。
狙いはもちろん営業妨害というか貧困化だと思います。
まともに審査していただけるなら、完全にクロだと思っております。

Ⅳ.異音の記録の集積

これも警察とは関係ない話であり包囲網の存在を示す状況証拠にすぎませんが関連として挙げておきます。

警視庁に提出した「被害届」にも様々な異音の記述がありましたが、それが形を変えながら今日もなお日常的に続いております。
特にここ二年ほどの記録がほとんどです。

生活音からは説明のつかない音ばかり集めてあります。

つまり非日常的な音が日常的に起こっています。

例えば最近の飛行機の轟音。

一つ一つは異常とは言えませんが、それが小一時間のうちに十回も連続しているとなれば、本物ではなくて人為的な音であると断定できます。

その日限りだったので実際の運行ダイヤを確認するまでもないでしょう。

私の家は空港に隣接しているわけではありません。

また個別でも四分間も続いている音があります。

プロペラ機でもそんなに長くは続かないはずです。

それにヘリコプターのように自由に旋回することもできないはずです。

これらはまだ警察には届出していないものですが、私が単独で出向いてもまともに受け付けないと思われまますので届出方法を検討中です。

ことほどさように「個別にはすぐにクロとは言えなくても全体として見ればクロ」と言うべき状況が各段階であります。

人権侵害の事実認定においてもそう言えると思います。

私の周りにはあまりに奇怪な事が多すぎると思いませんか？

警視庁による完全無視という対応は明らかな形式不備だと思います。

違法性については少なくとも人権侵害であることは明白だと思います。

特に私は住所地の警察に出向いて一から説明し脅迫殺人だと主張しているのですから。

私と同様の対応をされれば誰も警察を利用できないことになります。

埼玉県警も昨年の内容証明になんの反応もありません。

これに対して群馬県警は一応表面的には対応していましたが、その判断の異常性・違法性を証明する必要があります。

群馬県警の一連の対応はつまるところ「断固とした事件化阻止」です。

いや、話し合いにおいて終止沈黙を続け、何も進展が無いのに以後の話し合いに応じないなど、結局は警視庁と同じ完全無視の対応に陥っております。

各警察に共通している態度は、あえてありえない判断を示したうえでそれを組織力で押し通そうとしていることです。

その根底には「威力による脅迫」という意図が明白です。

もっともそれは警察の意図ではなく包囲網全体としての意図かもしれません。

アドバイスいただきたいこと

もっとも知りたいのは、「今後この状況を打開するための方法」です。

そもそも治安機能というインフラが故障しているのにそれを修理する方法が無いとすれば

国としての機能不全だと思います。

最終的に人権裁判を起こすしか方法が無いのであれば、その準備として、やるべきことは全てやっておきたいと思います。

つまり私の過失となるべき部分を全てつぶしておきたい。

わかりやすく言えば、私に対しては各機関とも足並みを揃えて「白痴化」対応によってその場をしのごうとします。

全てを一から説明し直させ、時間を稼ごうとします。

また、職権上当然案内すべきことも全くせず、私をどうどう廻りに陥らせます。

これは法律的な言葉に代えれば、「真性不作為」というべき状態だと思います。

もっとも、これはこれで最終的には包囲網の存在を覗わせる有力な状況証拠となりうると思っております。

一つの方法は、「関係者を一同に集めること」だと思います。

少なくとも、私が単独で各機関に出向いてもまともな対応は期待できませんし時間ばかり浪費してしまいます。

警察も行政組織であり税金でまかなわれている以上は行政機関のどこかに最終的な監督責任があるべきだ、といういわば消去法的発想から、私はみなかみ町にそれを求めましたが、どうにも理解していただけない感じがありません。

なお、同様の趣旨で2010.11.30付でみなかみ町からの住民税の追徴に対して異議申立を行ったことがあります。ほとんど説明責任を果たされないまま追徴を実施されております。今はまずなによりも人権擁護委員の方に「人権侵害事実があると思われる」と判断していただかなければ何も始まらない気がしております。

そのうえでいずれは法務大臣の職権によって各検察に捜査をやり直していただきたいと思っております。

疑問点

①「職権で犯罪を十分に認知あるいは検知すべき状況にありながらあえてそれをしないこと」はどのような罪状に該当しますか？

私としては現時点では警察法や検察法、あるいは公務員法などの各根拠法にもとづく「広義の背任罪」にあたるのかな、と思っております。

背任罪を拡大解釈しすぎでしょうか？

それとも単なる「怠慢」にされてしまうのでしょうか？

「職務放棄」とまで言えればそれはそれで各根拠法の定める懲戒規定に該当する余地はあると思っております。

②行政不服審査法というのがあります。

この法律で埼玉県警による轢逃げ事故を殺人事件の偽装として再捜査させる余地はありま

すか?

③「公安委員会への苦情申し出」という機能はどうですか?

そもそも苦情などという生易しいレベルの話ではないし組織としても警察組織と非常に近いので期待はしておりません。

「書面による苦情の申し出には書面で回答する」こととなっていますが、叔母の死の直後に東京都公安委員会には書留で送りましたが未だ何の返事也没有ありません。これは少なくとも明確に違法だと思います。

④違憲確認訴訟は可能でしょうか?

憲法 25 条を具体的権利と解釈する立場からは国や行政の不作為に対し違憲確認訴訟を提起することができるようですが、「警視庁が私の被害届を無視し続けていること」はそもそもこの「不作為」行為に該当するのでしょうか?

また被害届の提出は「法令に基く申請」に該当しますか?

最後に

私は人間ですか?人権はありますか?

女だからといって、大勢だからといって、罪の無い第三者を殺していいはずはありません。一億人でやれば殺人が罪でなくなるのでしょうか?

特に別人格である第三者を殺害するというのは人権上とてつもない飛躍だと思います。

言うまでもなく必要に応じて警察による治安維持機能の恩恵に浴することは人間であれば誰もが持っている基本的人権だと思います。

警察が組織的に私の届出を黙殺し続けていることは、少なくとも憲法が謳っている基本的人権の侵害に当る、すなわち 14 条(公平性)、15 条(生存権)、25 条(最低限度の生活保障)に違反していると思います。

人権に例外を認めるおつもりですか?

どうか私をこれまでの堂々巡りから開放していただけませんか?

それとも法治国家ではなく放置国家でした、などというオチが付くまで続きますか?

これほど強固な包囲網ができるのなら、その力で改憲した方が早いのではないのでしょうか? テロリストとみなされるべき巨大な影響力は確かにあったと思いますが、それは包囲網の皆様が勝手に作り出したものです。

包囲網に関してはすくなくとも現状では間違いなく違法になると思います。

私はそれをはっきりさせたいだけです。

刑の執行などいつだって構わないしその間に法律を変えてしまえばいい。

「このさき未来永劫本当に私一人だけで済むと思いますか?」

20190416 原告 今井豊

20170308(水) 14:16 みなかみ町役場(みなかみ町後閑 318)でのイシザカ人権擁護委員およびみなかみ町福祉課タカハシとの会話録音 反訳書

(イシザカ) あ、こないだね、

(私) お世話になります、

(イシザカ) ああす、で何かあれですかね? この間の話なんてゆったんですけど、あの、弁護士のあれのやつですか?

(私) ええ、あの、金曜日にあの、お渡しした文書について、

(イシザカ) ああ、それはね、さっき貰ったとこだもんで、まだ見てない、

(私) さっき貰った?

(イシザカ) そう、さっきお昼に貰ったから、

(私) 金曜日にお渡ししたんですけど?

(イシザカ) 俺はね、金曜日にあれしてつたって、しょっちゅう来てるんじゃないから、金曜日は居なかったから、

(私) ああそうですか、

(タカハシ) だから、すぐに渡せ、ね? 居ない時もあるんで、そのへんはご了解いただきたいんですけど、

(イシザカ) それと、あの、トヨちゃんにもゆったけど、俺はこれの仕事してるんじゃないから、他の仕事で来てるあれだから、相談日にはね、あれだけど、まだそれ見て無いんですよ、だってお昼にね、

(タカハシ) そうですね、

(イシザカ) うん、俺、今、トヨちゃんのほうでゆったんは、相談のあれだってゆうから、

(私) 要するに、要するに、今日来た趣旨はあの、アポを戴きたいと思って来ただけなんですよ。今日あの、話し合おうとは思ってないんで、

(イシザカ) ええ、あ、私にですか?

(私) あの、見ていただければわかるんですが、できればあの、町のかたも、あのうまあ、福祉のかたとゆうよりはハラサワ課長にも前ご相談申し上げてる話なんで、あのう、ハラサワさんなり町長なりに立ち会っていただきたいなと思ってます。それは読んでいただければわかりますけども?

(イシザカ) 立ち会って私に何かあれなんですか?

(私) (苦笑)はい、

(イシザカ) だってそれあれだけさ、あの、そっちの見解として、もし俺のほうにね、町に立ち会って何かつんであれば、それはさ、休みの日にあの、陣取って貰えば、その日だけは会うよ。それはだから俺にじゃなくって町に対してね、そうにゆってつんであれだから、内容的にあれだとすれば、町の、町のほうのドンに対する、

(私) あの、すいません、要するにですね、もしイシザカさんに職責認識が、まあはっきり言えば、無いとゆう事態であれば、

(イシザカ) ええ? な、何ですか? そらあ、何を言ってるん?

(私) いや、読んでいただければわかるんですけど?

(イシザカ) じゃあ、読んでっから、

(私) はい、そうですね、

(イシザカ) はい、

(私) また、ご連絡をお待ちしております、

(イシザカ) はい、それは何? 連絡をお待ちしておりますって、俺はイマイさんにするの?
あれにするの?

(私) あ、どちらでもけっこうですよ、

(イシザカ) はい、

(タカハシ) 私もちよっと内容見させて貰います、

(私) はい、

以上

令和元年 7 月 11 日 原告 今井豊

20170315 13:12 みなかみ町役場(群馬県利根郡みなかみ町後閑 318)での福祉課・タカハシとの会話録音 反訳書

(私) こんにちは、ちょっと、タカハシさんに、お願いします、

(福祉課員) はい、

(私) お世話になります、

(タカハシ) ええと、こないだの話ですかね? あの、ちょっとですね、今、ちょっと、議会議会をやっておりまして、今週一杯ですね、で、ちょっとあの、総務課長んところに確認取れないんですけど、あの、手が空かないってゆうところですね。

(私) 手が空かないってゆうか、丸一週間経ってますよね?

(タカハシ) はい、ちょっとあの、その間、インザカのほうともですね、あと法務局のほうとですね、ちょっとまあ、インザカを通じて、ちょっとあの、調整をさしていただけいたとここで、返事が遅くなっちゃって申し訳ないんですけども、

(私) 内容的に考えれば、ちょっと時間かかり過ぎてますね?

(タカハシ) ちょっと町の立場としても非常に、難しいとこが有りまして、やはりその、人権侵犯ってゆうことになればですね、やっぱりその、法曹のほうのですね、の判断を仰がざるを得ないと思うんですよね? 町として、ええと、なかなかどうこうってゆうのは、なかなか難しいと思うんですよね? まあ、いちおうだから、連携して、まあ、話を聞かしていただくってゆうな立場に、向うとしても、なると思うんですよね? なので、

(私) あのう、もちろん、人権擁護委員さんによる人権侵犯と認識しておりますけども、それ以外にも、町に、その前に、相談してるわけですよ? 町を相手とする、行政の不作为を訴えることもできるんですよ? そうゆう余地も有ります、二通りで考えてます。

(タカハシ) まあ、ちょっと私もまあ、この 4 月から担当してるもので、ちょっとですね、そのへんの法律的なね、勉強のほうで、不足してるとこが有るんですけども、

(私) そんなにあの、認識の問題ですが、ちょっと時間かかり過ぎてると思いますんで、被告としての、最終的な態度を確認したいので、あの、是非、あの、機会を設けて下さい。

(タカハシ) ふうん、ええと、これはええ、ここで言う事務局ってゆうのは、あの、イマイさんのこの、おっしゃっているこの、法務局ってゆう理解でよろしいですか?

(私) はい、

(タカハシ) ねえ、

(私) これは別にあの、今日お渡ししようと思って持って来たものではなく、これからあの、裁判所に向かって相談する内容です、

(タカハシ) ううん、ちょっと、

(私) 可及的速やかにあの、確認のお返事を戴きたい、

(タカハシ) ううん、あの、確認てゆう、ま、うちが例えば返事、町の立場で返事をする時に、えと、イマイさんのほうで、まああの、あれですか、お考えは? うちが例えばどうゆう回答を?

(私) 私として、一番困るのは、インザカさん個人の責任にされたくないとゆうことです、

だからこそ、町のかたにも介在していただいて、あの、必要があれば、にん、任命の見直しを、あの、人選の見直しを行っていただきたいという意味である、町のかたにも、ご相談申し上げてる次第です。

(タカハシ) 要するに、イシザカに代った人を町が推薦し、して欲しいってゆう、そういうことですか？

(私) しないのであれば、任命責任も合せて追及しようと思います、あの、任命してるのは法務大臣ですが、推薦してるのは町ですから、はい、

(タカハシ) ただ、イシザカ本人のほうに、そういう責任を、今、先ほどもちょっとあの、

(私) や、私が作った通り、法務大臣宛のし、あの、申請上げるのであれば、普通に考えればああなると思ってます、そうならないのはなぜか？をお訊きしたい。

(タカハシ) ま、いずれにしてもちょっとあの、ね、やはりその、いちおう非常にちょっとあの、ううん、どうゆうふうにしていいかって、正直なところまあ、結論はつきり出ないんですけども、やっぱりその、内容が内容なので、やはりその、法曹の場です、やっぱり検討していただくのがまあ、一番理想だとは思っているんですよ、町として判断どうのこうのってゆうのは、白黒ってゆうのは、当然ね？あの、付けられないですから、

(私) や、判断しろなんて言ってませんよ？

(タカハシ) そうですか？

(私) だけど、人権擁護委員あの、役割として、ある程度の事実確認は、当然求められますよね？ そうじゃなきゃ、何もすることない、今回のケースで、何もしないってことなりますよ？

(タカハシ) そのへんのですね、人権擁護委員の在りかたについて、まあちょっと、あれですよ、法務局のほうともちょっとまあ、は、話はさしてもらったんですけども、まあ今まで実際ところ現実問題として、その

(私) この条文をどう解釈しますか？と、これを裁判官さんにあの、突き付けてね、これに違反してないという答えを出させるつもりなのか？ この世の中として、黒を白とする判例を確立させるつもりですか？と、そういうことをお訊ねしてるんです？ ま、この条文を否定する条文が、否定するとゆうか、修正する条文が他に有るんならそれを提示して下さいと申し上げてるんです？

(タカハシ) まあちょっと、そのへんもですね、あの、ま、いずれにしてもちょっとあの、法務局のほうともですね、ちょっと今、なかなかあの、議会中であの、申し訳ない、あの

(私) わかりました、ま、元々あの、今までここ何年も放置してた話なんで、放置してたってゆうか、まあ、もちろん、脅迫下の心裡留保状態に在ったんですが、まあ、そういう話なんで、まあ、一日二日争ってもしょうがないんですが、はい、

(タカハシ) 申し訳ないです、ちょ、今週一杯ですね、ちょっと身動きが取れない状態なんですけども、そのへんはあの、イシザカのほうにも、伝えときますんで、

(私) はい、

以上

令和元年 7 月 11 日 原告 今井豊

20170426 10:40 みなかみ町役場(群馬県利根郡みなかみ町後閑 318)での福祉課・ウチダとの会話録音の反訳書

(ウチダ) 新たんなります、町民福祉課のウチダと申します、はい、

(私) あのう、もう一ヵ月以上前なんですけども、人権擁護委員さんの対応の関係であの、タカハシさんにだいぶ、いろいろ、あの、お願いしてるんですが、全く音沙汰が無いんですが、どうなってるんでしょうか?

(ウチダ) あ、ええと、それじゃあ、そちらのほうのほうがよろしいですかね? タカハシがちょっと今、出掛けてるもんですから、はい、

(私) あの、別にそんな長い話ではないんですが、私あの、人権擁護委員の、まあ、作為義務、職責に基く作為義務に基いて、ええ、まあ、見本をお示ししたんですが、それについて明確な、別に問題も無いのに、一ヵ月以上何もせず放って置くというのはどうゆう事態なんでしょうか?

(ウチダ) あ、ええとですね、この間ちょっとですね、あの、法務局のほうに、あの、タカハシと一緒に、あの、確認に行がしていただいたんですけど、ちょっと役場ではですね、できることが無い状況なもんですから、

(私) いやいや、役場、役場に言ってるんじゃないんですよ? 人権擁護委員に言ってるんですよ?

(ウチダ) あの、調査ってゆうようなことですよ?

(私) や、他に何ができるんですか? 人権擁護委員にお願いしてることで、

(ウチダ) 人権擁護委員に調査ってゆうのが、ちょっと、私もよくわかんなかったんで、

(私) じゃあ、他に何ができるんですか? 調査すらしないんだったら、何ができるんですか? 人権擁護委員に。

(ウチダ) 人権擁護委員さんはあの、窓口で一応相談を受けまして、あの、繋ぐような形しきできないですね、法務局に、

(私) わけのわかんないこと言っていないで下さい、人権擁護委員会法をご存知ですか? 内容を、

(ウチダ) あの、詳しくはあれなんですけど、あのう調査とゆうのはどうゆうことかと

(私) 繋ぐんじゃなくて、明確な作、職責を持ってるんですよ?

(ウチダ) 調査については、何つうんですかね? 人権擁

(私) イシザカさんは、全く何一つせず、時間だけ稼いで消えたんですね? そんなの道義的に許されませんか?

(ウチダ) あのう、擁護委員さん、イシザカ擁護委員さんはですね、あのう、相談を受けられたってゆうことなんですけども、それで法務局のほうに、あの、どんな書類を提出されたんですかね? それをあの、お渡ししてるってゆうことで、あの、相談のほうも報告も出してるとゆうことなんですけども?

(私) 全く答えになってないんですけれども、はい、わかりますか?

(ウチダ) あの、すいません、ちょっと、詳しいあれがあれなんですけど、あのう、

(私) 一ヵ月以上ほったらかしなんですよ？ 前回の催促から。 前回催促した時は、選挙が、選挙戦が忙しいだなんだ、3 月の下旬ですね、そんな時催促してるんですが、そこから音沙汰無しってゆうのはどうゆうことなの？

(ウチダ) あのう、ちょうど法務局もですね、支局長さんが代られたりしたもんですから、

(私) あの、イシザカさんが罷免、罷免されたんであれば、後任をすぐアサインして下さい、

(ウチダ) いや、まだそうゆう話にはなってないと思います、はい、

(私) イシザカさんには、もう何年も前に、税金の追徴の時にも立ち会いんな、立ち会っていただいています。つまり、見殺しにされるのはこれで二度目なんですよ？ イシザカさんだけはただじゃ済まさないですからね？

(ウチダ) すいません、ちょっとそのへんあれなんですけど、イシザカさんからは、あの、イマイさんと、あの、確かにあの、税務課にイシザカさんが居た時にですね、イマイさんとお会いしたってゆう話は聞いてるんですけども、はい、

(私) ですから、イシザカさんに少なくともお伝え下さい、もし、警察が一部でも崩れれば、貴方も相当重い刑事罰が架って来ますよと、はい、そのようにお伝え下さい。

(ウチダ) はい、

(私) それと、近いうちに、警察や検察に出向く用事を予定してありますが、そんな時、人権擁護委員さんも、どなたかに立ち会っていただきたいと思うんですが？

(ウチダ) それはたぶんできないと思うんですけども、

(私) たぶんできない？ どこにそれ、そうゆう根拠が有るんですか？

(ウチダ) そうゆう職務じゃないと思うんですけどね

(私) いやいやいや、少なくとも、それはやれば？ 他に何もしないってゆうんだったら、立ち会いぐらいすれば？

(ウチダ) 人権委員さんはたぶんその権限は無いと思いますので、はい、

(私) 権限じゃない、職責が有るんです？ 作為義務が有るんです？

(ウチダ) いや、あのう、そこまで、人権擁護委員さんはあくまで、ボランティアでやって
いただいている立場ですんで、

(私) 何を言ってるん？ 貴方、法律の条文を読んで下さい、そうゆうことを言う前に、ボランティア？ 人権擁護委員がボランティア？ はあ、

(ウチダ) そうですね、人権擁護委員さんはあくまでその、

(私) ああ、面白いこと言いますね？ もういい、時間の無駄です、止めましょ、

(ウチダ) はい、

以上

令和元年7月11日 原告 今井豊

20190412 15:31 前橋地方法務局沼田支局(群馬県沼田市西倉内町701)サカイから私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)への通話録音の反訳書

(私) はい、すみません、

(サカイ) 擁護委員さんの住所を教えてくださいとゆう、先ほどの件なんですけど、あの、ちよっと、前橋のうちの人權のほうにも確認したんですけど、個人情報ですのでお教えできません。

(私) 理由は申し上げてるんですけど?

(サカイ) それは、理由にかかわらず、個人の住所は教えられませんので、イマイさんの立場でですね、訴状の送達をどうするかとか、裁判所のほうと (聴き取れません)

(私) それがあの、通常取扱だとゆうことですね?

(サカイ) そうですね、

(私) あ、はい、わかりました、はい、ありがとうございます。

以上

令和 1 年 5 月 20 日

前橋地方裁判所 御中

原告 今井豊

訴状 F 訂正申立書兼釈明書

令和元年 5 月 8 日付貴求釈明書に対し、以下の通り釈明かた訂正申し立てます。
なお、本書の位置付けは、釈明を求められた点に絞った要約版です。

I 損害について、「第 1 請求の趣旨 1」欄を次のように訂正します

1 被告は原告に対し 10 万円を支払え(今回は試験訴訟です)

本来は摘発されたのちの包囲網の各人に請求すべき慰謝料ですが、救済の申出を無視することにより被告インザカ人権擁護委員が職権を濫用してその告訴を妨害したことについての国家責任を求めます。

本請求の位置付けについては尚検討中であり、~~①逸失利益に対する補償、②代位弁済、③代表者への請求、のいずれかと考えます。~~ひとまず①とします。

~~一人当たり 3,000 万円×包囲網 7,000 万人＝総額 2,100 兆円と想定し、本事件は 100 兆円と見積もりましたが、各事件の不法行為との関係は相対的なものに過ぎません。~~

摘発後の包囲網の各人に請求すべき慰謝料の性質は共犯たる責任、つまり共同不法行為責任であり、その基本金額は、一人当たり 3,000 万円と想定しております。

但し、直接的に私にかかわった人々についてはこの内訳が在り、共犯たる責任と本件不法行為による賠償責任が半々と想定しております。

今回は本件不法行為によって直接被った精神的損害(著しい恐怖と屈辱)に対する請求です。

なお、既述の基本金額の法的位置付けについては検討中であり、①逸失利益に対する補償、②代位弁済、③代表者への請求、のいずれかを想定しております。

II 不当性と動機(職権濫用による脅迫と隠蔽)

以下は警察の不当性ですが、それを根拠無く認めない人権擁護機関もほぼ同様です。

★脅迫の疑い(極めて高度の蓋然性)を排除する理由(合理的根拠)が常に有りません

①極めつけに不合理であること(つまり事件性の隠蔽)

つまり、著しい事実の否定ですから、公序違反であり、違法であり、当然に無効です

②予見可能性に基く結果回避義務違反であること

③人権侵害であること 生命に対する権利、自治権、適正な手続を受ける権利、平等権
(説明)

私が訴えたのは、原事件の事件性と警察による組織的隠蔽の両方です。

その両方とも認めないことによって対応(作為)義務も葬るという図式です。

人権相談所は「具体的な権利名が書いてないので侵犯無と判断した」と抗弁しておりますが、総括的には書いてありますし、そもそも個々の事実から推測できるはずです。

それに、人権相談所の取扱規定である法務省訓令には、職権探知が明記されています。

令和 1 年 5 月 20 日

猟銃狙撃脅迫、脅迫殺人などの記述から、生命に対する権利の侵害が推測できたはずです。

①警察組織による事件性の隠蔽(極めつけに不合理であること)

訴えた極めて高度の故意の蓋然性を無視して、勝手に根拠無く正当性を言い張るのです。

この対応が少なくとも自決権の侵害に当たる行為であることはあまりにも自明です。

というよりも、全要素について否定する合理的根拠を一度も示したことがありません。

警察とは強制力を持つ武装組織であり、犯罪捜査規範に合理捜査が明記されているのも、おそらくはこの強制力の濫用への懸念によるものと推測します。

それ故に、警察が著しく不合理というのは致命的であり、職権濫用に直結すると思います。

重要なのは、最大要素の欠落というのは誰でもわかるような外形的かつ致命的な不備なのに、再三指摘されてもなお、認めないことは故意としか解釈しようがありません。

ですから必然的に私の当事者適格を否定しており、自決権を始めとする人権(ないし人格権)の侵害による手続妨害(告訴の妨害)であることも自明です。

そしてその致命的な不合理は、何らかの特殊な状況(不公平な裁判や原告の殺害など)を前提にしない限り選択し得ない違法な対応なので、何らかの特別な意図が必然的に推定されるということ です。

さらに、前提であるその特殊な状況が、圧倒的な組織力を以ってしか実現できない、本来ありえない犯罪的状況であることから、威力の意図が必然的に推定されるということ です。

つまり、訴えられた場合に勝ち目は無いことはあまりにも自明のはずなのに、それを敢えて選択している点が、私限りの特殊事情(社会的孤立状態)を見越したうえで、強大な組織力によってしか成しえない特殊な状況を前提にした「お前の訴えなど我々包囲網の組織力で握り潰してみせるぞ」という無言の脅迫の意図を示唆しています。

その特殊な状況の先例が、私の叔母の太田まり子の轢逃げ事故の公判であり、事故現場の立地や事故の状況から見て、当然に故意(殺人)が圧倒的最大要素であるのに、三機関が揃ってこれを皆無としました。 むろん公判自体が包囲網としての威力です。

もう一つの典型は群馬県警の猟銃事件であり、いずれも絵に描いたような脅迫劇です。

要するに、通るはずのない不合理が通ってしまっているから隠蔽だと言っているのです。

このように包囲網は、極めて高度の蓋然性を認めないことで犯罪を隠蔽して来ました。

またしばしば本件のように、露骨な不当性(違法の自明性)によって威力を演出します。

★人権ないし人格権の侵害とは、一個の人間として認められる権利(憲法 13 条)に基くものであり、自治の権利(自由権規約 1 条、憲法 13 条)や生命に対する固有の権利(自由権規約 6 条、憲法 13 条)や平等権(憲法 14 条)などです。

★動機

原被疑者や警察、人権擁護機関の動機は、全社会的な村八分であり包囲網としての威力です。

この慣習上の偏見に基く迫害の輪が既に 10 年以上も前から全世界に広がっています。

脅迫殺人(A)と狙撃脅迫(B)はいずれも私の生命への脅迫であり、また本事件もこの二つの派生事件と思われま

すから、包囲網は私の生命への害意を常に持っていると言えます。

また、本件の無言の脅迫の害意の対象は、特に自由と名誉だと考えます。

なお、下記の判例に即して表現すれば、全てが村八分の無言の通告とみなせます。

令和 1 年 5 月 20 日

判例の摘示(甲 6) 村八分の通告が自由と名誉への脅迫に当たるとした判例(大阪高等裁判所 昭和 30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和 32 年 9 月 13 日 破棄自判)

★ 相手方の身元の不開示(経過⑨、甲 7)

被害者として要請しているのですから、特に訴訟の為と言われた場合は、事件性を否定する合理的根拠が無い以上は、説明責任の放棄であり、当事者適格の否定であり、自決権や手続を受ける権利や平等権の侵害であり、手続目的(告訴や民訴)の妨害です。

Ⅲ 不法行為(具体的行為態様)

★行為主体の特定について

事案の性質として、訴えている全事件の全不法行為とも、全社会的な隠蔽です。

私としては常に特定には努めておりますが、このような特殊事情をご勘案下さい。

前橋地方法務局沼田支局もみなかみ町も、個人情報のみを口実に根拠無くイシザカの連絡先の開示を拒否し続けているため、私には打開策がありません。

なお、イシザカの経歴については、委員になる前はずっとみなかみ町職員として勤務していたようで、2012 年頃に私がみなかみ町に対して行った地方税の徴収に対する異議申立(訴状 G の不法行為 1)の際に、税務課員として会見に同席したことがあります。

1 私の救済の申出とその後の抗議を無視し、被害を放置し、告訴を妨害したこと

2 みなかみ町人権擁護委員会事務局(前橋地方法務局沼田支局・人権相談所)がイシザカの連絡先を教えず、告訴を妨害したこと

1 私の救済の申出とその後の抗議を無視し、告訴を妨害したこと(特に経過①と⑤)

20170131 午後、前橋地方法務局沼田支局(群馬県沼田市西倉内町 701)にて、私がみなかみ町人権擁護委員・イシザカに人権侵犯被害救済の申出(甲 2)を行い、20090220 からの原告への脅迫の為の殺人とその警視庁・埼玉県警による隠蔽や、20150111 からの猟銃狙撃脅迫事件とその群馬県警による隠蔽や、青果市場関係者らによる価格操作による営業妨害や、原告の身近での威力を示唆する異音現象の数々、を訴え、これらの人権侵犯被害を申し出たのに、また、20170303 13:49、みなかみ町役場(群馬県利根郡みなかみ町後閑 318)にて、委員に代わって私が自ら作成した法務大臣宛報告案(甲 3)を福祉課に提出し、「これが人権擁護委員の標準的な対応だと思うので問題が無ければ速やかにこの通りに実行するようイシザカに伝えてほしい」と要請したのに、申出から脅迫による生命に対する権利の侵害や公益侵害が容易に知りえたのに、また、当然に脅迫を強く疑うべき状況だったのに、また、その危険に対処する権限が法定されていて、容易に行使できたのに、根拠無く行使せず無視し、後日回答する旨の約束を反故にしたまま 20170308 以降、私との連絡を絶ちました。

イシザカの上記行為は、人権擁護委員法で定められた、人権侵犯事件につき、その救済のため、調査および情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずるという人権擁護委員の職務(同法 11 条 3 号)を放棄するものであり、また、刑事訴訟法第 239 条 2(官吏公吏の犯罪告発義務)に違反し、また、著しく不合理で事実を否定しているので信義則(民法 1 条)違反や公序良俗(民法 90 条)違反であり、また、原告の告訴や手続を受ける権利(憲法 13 条)の行使を妨害しているから違法です。

令和 1 年 5 月 20 日

また、露骨な非人間扱いであり被害者虐待と言え、これにより原告は精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。

かかる原告の精神的苦痛を慰謝するには 1,500 万円を要するところ、今回はそのうち 5 万円を請求します。

(説明)

私の訴えや抗議に自ら答えようとしなかったことや、案を提示した途端に連絡を絶ったことは職責放棄であり、まるで詐欺であり、著しい信義則違反であり公序良俗違反です。

何よりも訴えた脅迫被害を否定する合理的理由を一切示しておりません。

2 みなかみ町人権擁護委員会事務局(前橋地方法務局沼田支局・人権相談所)がイシザカの連絡先を教えず、告訴を妨害したこと(経過⑨、甲 7)

20190412 15:31、前橋地方法務局沼田支局(群馬県沼田市西倉内町 701)サカイは原告の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)への通話において、訴訟目的と告げてイシザカの連絡先を訊ねたのに、人権相談所の規則であるとして回答を拒否しました。

サカイの上記行為は、原告の当事者適格を根拠無く無視しているので信義則(民法 1 条)違反であり、また、告訴や手続きを受ける権利(憲法 13 条)の行使を妨害しているから違法です。

これにより原告は精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。

かかる原告の精神的苦痛を慰謝するには 1,500 万円を要するところ、今回はそのうち 5 万円を請求します。

(説明)

前橋地方法務局沼田支局の上記対応はみなかみ町人権擁護委員会事務局としてのものですから、イシザカの不法行為の一端とみなせます。

回答は虚偽であり、私への差別的取扱である疑いが強いと思います。

なお、イシザカをずっと隠蔽し続けて妨害していたのは同支局ハラダ係長です。

以上

F 準備書面(1)

令和元年 9 月 19 日

前橋地方裁判所民事第 1 部 御中

原告 今井豊

第 1 故意または過失であり人権侵害です

乙 2 号証は、本件とは全く異なるケースであり、申出事実を調査した結果、侵害が認められなかったため、侵害無しと結論し、申出に記載のような措置を取らなかったことは、正当業務行為内の自由裁量であるから、それに対する原告適格は無いというものです。

これに対し本件は、抗議を無視して、根拠無く、規定された作為義務を怠っているため、明らかに違法であり、極めて詐欺的であることと、それが当り前のことを認めないことによる隠蔽の意図と思われることから、極めて犯罪的で公序良俗違反ですから、故意または過失であり、法律上保護された利益の侵害(生命に対する権利や一個の人間として認められる権利など)となり、当然に正当業務行為などではありません。

私の知らないところで報告書を上げたとしても、私に対する抗弁にはなりません。

ハラダの回答も、別機関の回答ですから意味がありませんし、そもそも、襲って来た強盗と相談しろというような内容ですから答えにはなりません。

そんな回答を受けた覚えもありませんが、受けたとしても、納得できたはずがありません。要するに実態として、理由を告知しない不当な受付拒否なのです。

ところで、法務大臣宛報告案の件を含め、事実経過④ないし⑧が不知となっていますが、反訳書まで有る事実を否認するつもりですか？

第 2 私の訴えを否定する根拠を一度も示していないこと

イシザカ人権擁護委員の不当性は、加害者として訴えた警視庁や群馬県警と全く同じです。私の訴え(犯罪性ないし違法性)とは、要するに刑事的観点の欠落であり、毎回常に最大の判断要素なのに、毎回常に根拠無く欠落しているのですから、極め付けに不合理であり、判断としての成立要件を欠いているので、公序良俗違反であり、無効です。

言い換えると、なされるべき捜査なり判断がなされていません。

なおこれは、根拠が無いから示せないのだと思われますので、確定させたいと思います。

裁判所は、①私の主張が当り前で不可欠の観点であることと、②根拠無く無視されていること、を必ず判定願います

第 3 具体的摘示

イシザカへの申出のうち、主な 2 つの事件について摘示します。

甲 2 号証と口頭による補足説明をもって、以下の概要のように主張しました。

(脅迫殺人事件の概要、前橋地裁 H30 ワ 355、前橋地裁 H30 ワ 413、前橋地裁 R1 ワ 301)

警視総監宛の被害届(回答期限有)を警視庁本部に郵送したのに、何の連絡も無いまま、その回答期限日当日に私の叔母が変死し、結局、轢逃げ事故にされましたが、真相は、被害届の隠蔽を意図した、私への無言の脅迫の為の殺人に相違ありません。

埼玉県警は、根拠無く殺人の疑いを排除することにより、これを交通事故に偽装しました。変死の直後に東村山署に出向いて、サワダという警官に被害届との関連を説明し、真相究明を訴えましたが、その後、無視されました。

P1 中段 ②電話一本すら無く無回答のまま期限が到来

それどころか、回答期限の当日、つまり 2009. 2. 20 に与野市の叔母が変死。

この変死から約一ヶ月近く経ってから轢逃げ犯人が捕まりました。

つまり事故として処理されました。

しかしこの事故にはいくつもの不審点があり、実態は交通事故を偽装した殺人である可能性が極めて高いと思います。

死亡直後の様子を知る親戚の話ではおよそ交通事故ではありません。

回答の代わりに死体を晒すことも取って替えてミエミエの偽装を強行してみせることも全ては警察の組織力を誇示することによって脅迫効果を高めようとする狙いと思われます。

①何の連絡もせず被害届を無視したことは、理由を告知しない不当な受付拒否なので違法(犯罪捜査規範 61 条)ですが、少なくとも、このように警察が被害届を完全に無視するならば、警察に被害届を出す意味が無くなることから、予見可能性として必然的に、差別的取扱であることは 100%自明です。

②警察が被害届を完全に無視することは、極めて稀有な行動であり、当たり前、その行動に何らかの動機が推定される状況において、まさしくその回答期限日当日に叔母が亡くなったことにより、この二つの稀有な現象が偶然には重なりえないことから、被害届との因果関係による殺人が、当たり前前に推測されます。

つまり、「先の被害届を忘れなければ、この叔母のように殺すぞ」という無言の脅迫です。

またこのことから、叔母の変死の真相が殺人であることも、遡って推測されます。

同様の設定のドラマや小説も多いので、条件反射的経験則としても、誰もが当たり前前に、そう感じるはずです。必ず判定願います。

P1 下段 ③2009. 2. 25 前後、東村山署・サワダさんを訪ねる

叔母の死のすぐあと、警視庁・本部が担当と答えた人を東村山署へ訪ねました。

すると、自分が担当とは心外だしその被害届が今どこでどうなっているかも知らない、ましてや内容も全く知らないとのこと。

無礼きわまりない対応とは感じましたがそこは敵陣の中。

やむなく届けの内容を一から説明し、あわせて今回の叔母の変死が私への脅迫殺人にちがいないことを力説しました。

このサワダさんという人は私服でいかにも刑事と思われる風体でした。

現地の警察と連絡を取ってみます、とのことでした。

しかしその後またしても何の連絡もない。

③この脅迫の為の殺人の真相究明を署内で訴えたのに、警察が隠蔽すれば、それも犯罪であ

ることや、少なくとも人権侵害であることは自明です。

P2 冒頭 (この頃、ネットメールでマスコミを含め各機関に訴えるも全て無視されました)

④被害届の内容は、私への包囲網(不特定多数による肖像権侵害)による様々な加害と、包囲網の摘発の要請でしたが、これはまさに、彼らも包囲網であったことを裏付ける現象です。

なお、このメールのタイトルは「大スクープです。警視庁による脅迫殺人!!!」でした。

特にマスコミの職業柄、飛び付かなかったことが、蓋然性として極めて不審です。

(猟銃脅迫事件の概要、前橋地裁 H30 ワ 356、前橋地裁 R1 ワ 289)

・ハンターが知らぬ間に私の畑に侵入し、私の無意識下で、至近距離 30m から、対面で、発砲しました。これは「絵に描いたような一連の脅迫劇」の幕開けでした。

・この発砲の約二週間後の朝、発砲現場の手前約 200m の通り道上に、夥しい血痕が散乱し、見たことも無いほどの鳥の大群が集まり騒然としていました。

・血痕の散乱と同じ日の夕方、二つの小猪の死骸が通り道上に置かれていました。

血痕も死骸も、猟銃を使って殺した猪の血肉を晒していますから、「この猪のようにお前を殺すぞ」という、発砲との関連による一連の無言の脅迫であることが、当り前に、推測されますし、遑って本件発砲が脅迫であったことが推定されます。

⑤このような発砲は当り前に違法であり、かつ、人格権侵害だと思います。判定願います。

殺人未遂、脅迫罪、暴行罪、狩猟法違反、自治の権利ないし自律権の侵害、の各疑い

P3 上 ⑧2015. 2. 3 沼田署に出向き一回目の文書提出

「被害届というタイトルの文書は受け取れない」と明言されたので修正して出直しました。

⑥これは明らかに違法な受理拒否であり、また、このような対応では誰も警察に被害届を出せなくなることから、予見可能性として必然的に、差別的取扱であることは 100%自明です。

⑦これらの一連行為(現象)を無言の脅迫と感ぜないことに合理性は有りません。

以上の 7 点について、人権擁護委員の職権として、当り前に、人権侵犯を探知すべきです。少なくとも、否定する根拠を一つも示していないのに、侵犯性無しと断じたことは、極め付けに不合理であり、事実の否定ですから、公序良俗違反であり、隠蔽を示唆しています。

裁判所は、この 7 点が当り前で不可欠の観点であることと、根拠無く無視されていること、を必ず判定願います

第 4 二つの尋問を申し出ます

イシザカへの証人尋問と、原告への本人尋問を、別紙の通り申し出ます。

前者の目的は、私の訴えを否定した根拠の有無を確定させる為です。

以上